

# 合志市議会議員一般選挙(定数19)

告示日 4月14日(日)

立候補受付 とき 4月14日(日) 午前8時30分～午後5時  
ところ 合志庁舎

投票日 **4月21日(日)**

午前7時～午後7時

※第2投票区(日向集会所)と第5投票区(恵楓園)は午後6時まで。



## 期日前投票

選挙当日、投票に行けない人のために期日前投票所を開設します。

- とき 4月15日(月)～20日(土) 毎日午前8時30分～午後8時
- ところ 合志庁舎・西合志図書館

## ●投票できる人

### ■投票できる人

平成13年4月22日までに生まれた人。  
平成31年1月13日までに住民票が作成された人(転入届けをした人)で平成31年4月13日まで引き続き3カ月以上住んでいる人。

### ■名簿に登録があっても投票できない人

3カ月以上本市に住所を有する人で名簿に登録があっても、投票日の前日(4月20日)までに本市を転出した人、または転出の異動予定日として届け出をした人は投票できません。期日前投票も同様に、投票をする前に届け出をした人は投票できません。

## 両選挙の選挙公報配布

候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報は、投票日の2日前までに新聞折り込みで配布します。新聞未購読の人は市役所や各支所で受け取ることができます。一定期間は市ホームページでも見ることができます。また、告示日までに選挙管理委員会へ連絡し登録された人には郵送します。

市ホームページ「選挙」コーナーをぜひご覧ください。  
<https://www.city.koshi.lg.jp/list00249.html>



### ●問い合わせ先

市選挙管理委員会(合志庁舎 総務課内)  
☎248-1112

## 両選挙とも期日前投票所・当日投票所が変わります

### ●期日前投票所

西合志庁舎から**西合志図書館集会室**に変わります。

### ●第13投票所

施設建て替えのため、平成29年10月執行の衆議院議員総選挙の際は一時的に西合志中央小学校体育館を投票所としましたが、今回から**野々島市民センター**に戻ります。

### ●第20投票所

須屋浄化センターから**百合ヶ丘保育園**に変わります。

※入場券はがきに記載しますので、お間違えのないようお願いします。

# 熊本県議会議員一般選挙(定数2<sup>※</sup>)

※合志市選挙区は今回の選挙から定数が1人増え、2人となります。

告示日 3月29日(金)

立候補受付 とき 3月29日(金) 午前8時30分～午後5時  
ところ 合志庁舎

投票日 **4月7日(日)**

午前7時～午後7時

※第2投票区(日向集会所)と第5投票区(恵楓園)は午後6時まで。



## 期日前投票

選挙当日、投票に行けない人のために期日前投票所を開設します。

- とき 3月30日(土)～4月6日(土) 毎日午前8時30分～午後8時
- ところ 合志庁舎・西合志図書館

## ●投票できる人

### ■投票できる人

平成13年4月8日までに生まれた人。  
平成30年12月28日までに住民票が作成された人(転入届けをした人)で平成31年3月28日まで引き続き3カ月以上住んでいる人。

### ■県内から転入した人

平成30年12月29日以降、本市に転入届けを出した人は本市の選挙人名簿には登録されません。前住所地が熊本県内の市町村で、選挙人名簿に登録があり「引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示」または「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」を行えば前住所地で投票できます。

### ■県内の市町村へ転出した人

本市の選挙人名簿に登録があり、投票日までに熊本県内の他市町村に転出した場合は「引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示」または、「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」を行えば本市で投票できます。期日前・不在者投票も同様です。

※証明書は、住基カードや運転免許証などの身分を証明できる書類を持参すれば、いずれの市町村でも発行を受けることができます。確認の申請は各投票所で行なうことができます。

### ■県外に転出した人、県外から転入した人

県外に転出した人は投票できません。平成30年12月29日以降に県外から転入した人も投票できません。

## 選挙当日、投票に行けない人のための制度

### ■期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる選挙人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

### ■不在者投票

仕事や旅行などで選挙期間中、本市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。指定病院などに入院している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

### ■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持つ人で一定が障がいのある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の人は自宅などで投票用紙に記入し、郵便などにより不在者投票ができます。  
※事前に手続きが必要です。詳しくは広報こうし2月号に掲載しています。また、市ホームページでもご案内しています。